

令和3年度

鳥取県立童謡館並びに鳥取世界おもちゃ館の管理運営に関する事業計画書

1 管理運営の体制

(1) 管理運営の方針

世界的な大流行となった新型コロナウイルスの感染拡大は、当法人の昨年度の事業運営にも大きな影を落としました。令和2年4月には鳥取市内での感染者発生を受けての約1ヶ月間の臨時休館、計画していた事業の中止や延期、何より年間を通した不要不急な外出の自粛要請により、年度中途での事業計画の変更を余儀なくされました。今日においてもなお、収束に向けた道筋は見通せず、当法人の目的である童謡・唱歌とおもちゃをテーマとした特色ある地域文化の振興にとっても、厳しい状況が続くことが見込まれます。

しかしながらこうした状況にあっても、むしろこうした状況だからこそ、当法人は童謡・唱歌とおもちゃを通して、多くの人々に文化の持つ力を届けたいと考えています。コロナ禍は長期化が予想され、事態の收拾をみたとしても社会が完全に以前の状態に戻る保証もありません。そうした中、当年度は試行錯誤の年として、どうすれば限られた条件の中で事業を継続、発展させることができるかを検討し、実践していきたいと考えています。

わらべ館の運営に際しては、館のキャッチフレーズである「すべての子どもたちと子どもの心を忘れないすべての大人たちのために」を基に、次の3点を運営の柱として、利用者に愛され親しまれる施設となるよう全力で取り組みます。

- ・「童謡・唱歌とおもちゃ」をテーマとしたミュージアム
- ・国の内外に誇りうる鳥取の重要な文化観光施設
- ・子どもから高齢者までの重要な生涯学習施設

当年度は、令和元年度から令和5年度までを期間とする鳥取県立童謡館並びに鳥取市立鳥取世界おもちゃ館の指定管理の3年目となります。また、平成7年7月7日のわらべ館オープンから26年目に当たります。開館以来施設を管理運営する公益法人として、引き続き設置者である県や市と協力しながら、全国唯一の童謡・唱歌とおもちゃのミュージアムの利用促進を図り、もって童謡・唱歌とおもちゃをテーマとした特色ある地域文化の発展に全力を尽くす所存です。

施設設備の管理に際しては、施設設置の基本理念に則り、協定書及び業務仕様書に基づいて適切に業務を遂行します。県民市民に愛される公共施設として利用者の立場に立ち、公立施設にふさわしい利用者サービスを提供します。施設の運営においては、童謡館と鳥取世界おもち

や館の複合文化施設として、財団が一元的に管理する利点を最大限に活かし、わらべ館として一体的な相乗効果を生み出せるよう、指定管理期間を通じて効率的な施設管理、効果的な事業推進に取り組んで参ります。

(2) 管理運営の体制

管理運営の体制については、常勤の館長の下、文化事業の実施及び収蔵資料の活用を事業推進室が、施設の保守管理及び公益法人としての活動を総務係がそれぞれ担う、権限と責任の明確な組織体制とします。小規模組織の利点である意思決定の速さと意思疎通の緊密さを最大限に活かし、適正かつ円滑に業務に当たります。

職員の配置については、原則として年末年始（12月29日～翌1月1日）を除く日の午前8時30分から午後5時30分まで（多目的ホールの夜間利用がある際は、最長午後9時まで）、職員が施設に駐在し、利用者へのサービスを提供します。

また、施設の特性上幼児や年少者連れの利用が多いことに常に配慮し、不時の事態にあっても臨機に必要な行動がとれるよう、日々の業務を通じて職員の資質向上に取り組みます。

職種	常勤・非常勤	勤務日数 (月平均)	担当する主な業務
館長	常勤	21日	館を代表し、統括する。
次長（総務係長兼務）	常勤	21日	館の次席。館長を補佐する。
総務係			館及び法人の運営。
企画員	常勤	21日	館及び法人の運営に係る主たる業務。
主査（3名）	常勤	21日	館及び法人の運営に係る業務。
受付職員（5名）	非常勤	20日	入館者の対応。
事業推進室			文化事業の企画と推進。
事業推進室長（おもちゃ主任専門員兼務）	常勤	21日	室を運営する。 おもちゃ収蔵資料の管理、調査研究等。
童謡・唱歌専門員（2名）	常勤	21日	童謡収蔵資料の管理、調査研究等。
企画員（2名）	常勤	21日	文化事業の企画、実施のリーダー。
主査（3名） うち1名はR3.10.1～予定	常勤	21日	文化事業の企画、実施。
計	19名		

(3) 管理運営の考え方

- ア 公立の施設であるという認識を常に持ち、利用者の安全を第一に確保するとともに、公平・公正な施設運営を行い、県民市民に開かれた施設を目指します。
- イ 顧客満足を重視し笑顔で親切丁寧な対応を心掛け、アンケート調査、意見・提案箱により利用者のニーズの把握や満足度を調査するとともに、定期的な自己評価を実施して業務の質とサービスの向上に努めます。
- ウ 定期的に館内を巡回し、施設設備の状態や利用者の状況を把握します。利用者からのご意見ご提案には真摯に向き合い、クレームがあった際には適切な対応を心掛け、可能な限り改善の措置等を講じます。また、「利用者の声」としてホームページに公開し対応方針を掲示するとともに、鳥取県及び鳥取市に報告します。
- エ 魅力ある展示やイベントの実施、友の会会員の拡大、ポイントカードの発行によるリピーター対策、きめ細かな広報の実施等により、利用者数の増大を図り、収入を確保するよう努めます。また、費用対効果の観点に基づき、施設管理やイベント等の事業全体の見直しや改善を継続して行い経費の節減に努めます。
- オ 日々の巡回等により火災、事故等の発生を未然に防げるよう心掛けるとともに、万一の際には「わらべ館消防計画」に基づき、速やかに必要な行動が取れるよう、消防署の指導のもと消防訓練を実施します。また、AED（自動体外式除細動器）の操作や負傷者の応急処置等が行えるよう、非常時に備えた訓練を併せて実施します。
- カ 地震への対応としては、「わらべ館防災（地震）管理マニュアル」に基づき緊急時の対応を行なうとともに、西町町内会の協力を得て、合同で防災（地震）訓練を実施します。
- キ 不審者の侵入等、犯罪の防止については、「わらべ館防犯マニュアル」に基づき、未然防止に努めるとともに、警察署の指導のもと緊急時に対応できるよう防犯訓練を実施します。
- ク 感染症流行期に限らず日ごろから来館者用の消毒液を館内に配置するとともに、清掃業者による館内清掃に努め、感染症予防を図ります。
- ケ 鳥取県個人情報保護条例及び鳥取市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、財団の「個人情報管理要領」に基づき、ボランティア、友の会の会員等に関する個人情報について適切な管理を行います。併せて、適宜職員の意識啓発のための研修会を実施し、関係法令等の遵守と適切な管理体制を構築します。
- コ 来館者へのサービスのため、1階休憩コーナーに自動販売機を設置します。販売物品は、利用者の要望から清涼飲料水並びにアイスクリームとします。
- サ リサイクルの推進、省資源・省エネルギー、廃棄物の削減に努め、環境に配慮します。
- シ 館内において障害者福祉サービス事業所によるパンの販売を実施するなど、あいサポート団体として、障がいへの理解を深め、誰もがお互いの人格と個性を尊重し支えあう共生社会を目指します。

ス わらべ館1階の休憩コーナーに、文化・観光情報コーナーとして県内外や東部地区で開催される各種催しや近隣施設のチラシ等を設置し、利用者や観光客の利便性向上に向けた情報発信に努めます。また、子育て世代の利用も多いため、行政等の子育て支援情報の発信スペースとして積極的に情報提供します。

セ 隣接するわらべ夢ひろばの活用策として管理している鳥取市公園・スポーツ施設協会と連携して遊具の貸出を行う他、地域の団体や大学等と連携してワークショップ、あそびを体験するイベントを開催し、わらべ館の魅力アップを図るとともに利用者満足の上を図ります。

ソ 新型コロナウイルスの感染拡大は、なお予断を許さない状況にあることから、入館時の検温の実施、館内各所への手指消毒液の設置、換気やおもちゃの消毒等により、感染リスクの低減を図り、安心して利用できる環境づくりに努めます。

2 委託業務の実施計画

管理業務の実施計画

(1) 施設設備の保守管理及び修繕

ア 定期的な館内外の巡回により、劣化、破損、腐食、漏水等がないか点検し、異常があれば速やかに修繕を行うとともに、必要に応じて鳥取県及び鳥取市に連絡して、対策を取ります。

イ 設備機器の法定点検及び初期性能、機能保持のための外観点検、機能点検、機器動作、整備業務等を行い、記録表を作成し保管します。

ウ 設備機器の適正な運用を確保するために、関連する電力、用水、ガスの使用状況の運転記録をとり日々の監視業務を徹底します。設備機器の稼働に当たっては環境に配慮しつつ適正な運転を行い、省エネルギーに努めます。

エ 借り受けしている備品は適切に管理するとともに、修繕が必要な場合は鳥取県又は鳥取市と協議を行いその指示に従います。また、施設利用者への貸し出し、返却に当たっても適切な管理を行います。

(2) 施設の保安警備、清掃等

ア 定期的に館内外の巡回を実施し、不審者・不審物の発見に努めるとともに、必要に応じて警察への通報を行うなど、保安警備を徹底します。また、夜間は警備会社に警備を委託し万全を期します。地下駐車場については、夜間はバリカーを上げシャッターを下ろして保安に努めます。

イ 年間を通して安全快適な衛生環境を保つため、定期的に空気環境測定(年6回)、飲料水水質定期検査(年2回)、飲料水水質夏期検査(年1回)、残留塩素測定(年52回(7日以内に1回))、飲料水受水槽清掃(年1回)、衛生害虫駆除(年2回)を行います。

ウ 美観維持と環境整備のため四季の花の入れ替えと樹木の剪定、病害虫の駆除、滝の清掃等を行い適切に管理します。また、鳥取県認定禁煙施設として、敷地内全面禁煙の徹底を図ります。

(3) 管理施設の利用の許可、施設利用料の徴収等に関する業務

ア 子どもから高齢者まで楽しんでいただける健全な文化観光施設としての観点から、開館・閉館時間を設定します。開館時間は、午前9時から午後5時（多目的ホールの利用にあつては午後9時）までとします。開館時間の延長については、利用者サービスの向上を図るため、過去の実績やニーズを踏まえて実施します。

当年度については、社会情勢を見ながら1ヶ月程度前に実施可能かどうか判断します。

開館延長の日

令和3年8月13日（金）～8月15日（日）は、朝8時から開館

イ わらべ館の開館を記念して、また県政に対する協力及び住民サービスとして以下の日を無料入館日とします。

入館無料の日

わらべ館創立日（7月7日）、とっとり県民の日（9月12日）、関西文化の日（11月のうちの館長の指定する日）

ウ 休館日の設定については、施設を広く利用していただくため、原則として施設設備の保守点検等に必要最小限の日数のみを休館日とし、次のとおりとします。

定期休館日

8月を除く毎月の第3水曜日

※ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときは、その直後の休日でない日

年未年始

12月29日から翌年1月1日までの日

(4) 利用料金

管理施設の利用料については、公立の施設として広く一般の利用に供するため、低廉な料金設定とし、以下のとおりとします。

<鳥取県立童謡館>

ア 入館料

区 分	金 額
個人(学生又は一般人に限る。)	1人1回につき 250円

団体(学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。)	1人1回につき 200円
--------------------------------	--------------

イ 多目的ホール利用料

区 分	金 額
午前	1回につき 1,910円
午後	1回につき 3,820円
夜間	1回につき 4,790円
午前・午後	1回につき 5,730円
午後・夜間	1回につき 8,610円
全日	1回につき 10,520円

備考

- この表において「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後6時から午後9時まで、「午前・午後」とは午前9時から午後5時まで、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいうものとしします。
- 多目的ホールを正午から午後1時まで(午前・午後又は全日の利用をする場合を除く。)又は午後5時から午後6時まで(午後・夜間又は全日の利用をする場合を除く。)の間に利用する場合の利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して次のとおりとします。

※延長利用料の額

区 分	金 額
正午から午後1時までの間に利用するとき	1時間当たりの午前の利用料の額の100分の120の額
午後5時から午後6時までの間に利用するとき	1時間当たりの午後の利用料の額の100分の120の額

- 多目的ホールを利用する場合において、冷房又は暖房を使用したときは、この表に定める利用料の額に次の額を加算するものとしします。

※冷房・暖房使用料の額

利用区分による利用料の2割の額(延長利用料にあつては延長利用料の2割の額)

ウ 設備使用料

設備名	設置数量	利用料(1時間あたり)	
		単位	金額(円)
ピアノ	1	台	400

マイク	6	本	100
LDプレイヤー	1	台	250
CDラジカセ	1	台	250
DVDデッキ	1	台	250
CD・MDデッキ	1	台	250
持ち込み電源	-	Kw	50
パソコンプロジェクター	1	台	450

<鳥取世界おもちゃ館>

エ 入館料

区 分	金 額
個人(学生又は一般人に限る。)	1人1回につき 250円
団体(学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。)	1人1回につき 200円

(5) 利用料金の減免に対する考え方

ア 次の考え方により、利用料金を減免します。

(ア) 子どもの社会教育施設であることから、高校生以下は入館料を無料とします。

(イ) 社会参加の促進を図るため、障がい者及びその介護者並びに介護保険制度による要介護者、要支援者及びその介護者は入館料を無料とします。

(ウ) 外国人観光客等の増加を図るため、すべての外国人観光客の入館料を半額とします。

(エ) このほか、次に挙げる場合にも利用料金を減免します。

項 目	減免率
a 多目的ホールを専ら練習又は準備のために利用するとき。	利用料金の1/2
b 多目的ホールを学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童又は生徒(以	利用料金の全額免除

<p>下「生徒等」という。)が行う公演、生徒等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。</p>	
<p>c 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けた者、その他知事又は市長が定める基準に該当する心身に障がい等を有する者(以下「障がい者等」という。)及びその介護者が利用するとき(多目的ホールを利用する場合にあっては、障がい者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき(多目的ホールを利用する場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)</p> <p>(a) 入館するとき</p> <p>(b) 多目的ホールを利用する場合で、来場者が特定されているとき</p> <p>ア 来場者全体に占める障がい者等及び要介護者等及びその介護者の割合が2分の1以上のとき</p> <p>イ 来場者全体に占める障がい者等及び要介護者等及びその介護者の割合が2分の1未満のとき</p> <p>(c) 多目的ホールを利用する場合で、来場者が特定されていないとき</p>	<p>入館料の全額免除</p> <p>利用料金の全額免除</p> <p>利用料金の半額免除</p> <p>利用料金の全額免除</p>
<p>d 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育の</p>	<p>入館料の全額免除</p>

ための施設、若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条に規定する乳児院、第38条に規定する母子生活支援施設、第39条第1項に規定する保育所、第41条に規定する児童養護施設又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校」という。）の引率者が学校等の行事で入館するとき。	
e 旅行業関係者が添乗員として入館するとき。	入館料の全額免除
f 旅行者、学校関係者が下見のために入館するとき。	入館料の全額免除
g わらべ館友の会会員が入館するとき。	入館料の全額免除
h わらべ館友の会会員の同行者が入館するとき（同行者5名まで）。	入館料の2割免除
i 外国人観光客等が入館するとき。	入館料の半額免除
j わらべ館創立日（7月7日）及びとっとり県民の日、関西文化の日の館長の指定する日に入館するとき。	入館料の全額免除
k 理事、評議員などが、わらべ館の運営のため入館するとき。	入館料の全額免除
l その他教育、学術及び文化の振興を図るため館長が特に必要があると認めたとき。	入館料の全額免除

イ 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合等、入館促進のため館長が特に必要があると認めるときは利用料金を減免するものとします。この場合において、減免率は入館料の2割とします。

- (ア) 鳥取県または鳥取市が主催、共催等する観光客を誘致するためのキャンペーンの参加者が入館する場合
- (イ) 旅行者等々の企画する、わらべ館を立ち寄り先とした旅行商品の利用者が入館する場合
- (ウ) 鳥取市内で開催される全国規模のイベント及び複数県が参加する会議の開催期間中とその前後の日に、参加者が入館する場合
- (エ) 雑誌やインターネット等に入館割引券を付した広告を掲載し、その割引券を持参した者が入館する場合

- (オ) 誘客のため近隣の類似施設等に入館割引券を設置し、その割引券を持参した者が入館する場合
- (カ) 前各号に定めるもののほか、利用料金を減免することで、利用者の増加や宣伝効果が見込めると館長が判断する場合

(6) 施設の利用促進に対する考え方

コロナ禍においては、国民が不要不急の外出を控えることなどからわらべ館として利用を促進できる環境にはありませんが、感染動向等を見極めながら、次のような利用促進策を必要に応じ講じて参ります。

文化施設、生涯学習施設、観光施設として、子どもから高齢者まで楽しんでいただけるよう、魅力ある展示やイベントの開催、友の会会員拡大やリピーター対策を実施します。また、広く県内外に広報誌の配布やホームページによる情報の提供、マスコミ等広報媒体の活用や関係機関との連携を通じたきめ細かな広報を行い、コロナの終息が見通せた段階で旅行代理店、旅館・ホテル等への営業活動を通じた利用促進に努めます。

施設の利用促進に関しては、メインターゲットを利用者の半数以上を占めるファミリー層、特に小学校入学前後の子どもを連れた親子に設定し、この層に向けた文化事業を重点的に実施します。少子高齢化により潜在的な利用者の母数の減少が予想されることから、友の会シニア会員制度の広報やシニア向けイベントの拡充などにより、新たな利用者層の開拓と利用の定着に取り組みます。

(7) 地域の賑わいの創出に向けた取り組み

コロナ禍で地域のイベントの多くが中止や変更を余儀なくされている中ではあるものの、できるだけ近隣商店街のイベント、祭り等にパフォーマンスやおもちゃ、遊びの場を提供し、来館されるお客さま以外にも童謡とおもちゃ文化の普及に努めます。



また、鳥取県ミュージアムネットワークの一員として、近隣の鳥取県立博物館ややまびこ館等と連携し、入館券等の提示による加盟館同士の相互割引を実施することで、地域全体に賑わいを呼び込めるよう取り組みます。

(8) 個人情報の保護についての考え方

鳥取県個人情報保護条例及び鳥取市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、財団の「個人情報管理要領」に基づき、ボランティア、友の会の会員等に関する個人情報について適切な管理を行います。

(9) 情報公開についての考え方

鳥取県情報公開条例及び鳥取市情報公開条例を遵守するとともに財団の「情報公開規程」に基づき、適正に対応します。また、毎年の事業計画や予算決算の状況など法人の情報については広く一般の閲覧に供し、公益法人として透明性のある組織運営に努めます。

3 文化事業の実施計画

(1) 文化事業実施についての基本方針

- ア 童謡・唱歌やおもちゃに関する資料収集、調査研究についての事業の充実を図るとともに、その成果については Web 等も活用し、全国に情報発信します。
- イ 童謡・唱歌やおもちゃに関する啓発普及を図るため、創意工夫をした展示や講演会、コンサートの開催、体験コーナーの設置など魅力あるイベントを実施します。
- ウ 施設の役割や存在意義を高めるため、住民団体、文化団体、並びに学校教育等と連携した事業の実施に積極的に取り組みます。
- エ 童謡・唱歌やおもちゃについて、幼児や児童・生徒、大人などが学び楽しむことのできる「体験プログラム」を用意し、常設展示の観賞や一般のイベント参加にプラスしたわらべ館での楽しみ方を提案します。
- オ 荒天のみ利用する入館者に晴れた日も楽しめる事をアピールするため、隣接する「わらべ夢ひろば」を活用したイベントに取り組み、わらべ夢ひろばの楽しい遊び方を提案します。入館者にわらべ館とわらべ夢ひろばを行き来しながら、幅広い遊びや魅力を感じていただく努力をします。
- カ 個々の事業については、計画の段階から、お客さまや出演者等関係者の感染症対策について安全・安心の観点で十分確認を行います。

(2) 資料収集、保管、公開及び利用について

- ア 鳥取県ゆかりの音楽家に関する資料、童謡・唱歌の成立過程及び歴史的な変遷に関する資料、現代の童謡・唱歌及び子どもの歌に関する資料等、広く童謡・唱歌に関する資料を収集します。
- イ 日本のおもちゃを中心に、広く世界のおもちゃ資料を収集します。また、おもに鳥取や山陰、中国地方で活動するおもちゃ作家の作品も収集に努めます。
- ウ 童謡・唱歌資料収集委員会やおもちゃ資料収集委員会の意見を参考にして、適切な資料収集に努めます。
- エ 収集した資料を整理するとともに、収蔵庫の温度、湿度等に十分配慮し、定期的に状態について調査を行うなど適切な保管に努めます。

オ 収集した資料や調査研究の成果について企画展を実施するほか、Web 上で紹介し、適宜公開を行います。また、収蔵資料の一覧を公表するとともに、公開が可能なものについては来館者の閲覧に供します。

(3) 資料収集の具体的内容

ア 小学校・中学校の音楽の教科書、ならびに教材（CD、ワークブック）を収集するため寄贈の呼びかけや教科書図書館等関連施設の所蔵資料の複写を行います。

イ 童謡・唱歌に関する古書を収集するため、適時古書業者の目録を確認し、購入します。

ウ 郷土の音楽家に関する情報、資料を収集するため、関係者への取材を行い、研究論文等も積極的に収集します。

<当年度重点的に収集するもの（童謡・唱歌）>

- ・海沼實没後 50 年やコドモノクニ創刊 100 年にあわせ、企画展などで使用可能な資料の収集や情報収集に引き続き努めます。

エ 鳥取及び近隣地域に在住のおもちゃ作家やコレクター等、おもちゃ関係者との連携を密にし、作品や情報の収集を行います。

オ おもちゃに限らず、おもちゃの歴史や社会的背景を知るうえで必要な文献や史料を古書店等から購入します。

<当年度重点的に収集するもの（おもちゃ）>

- ・水木しげる関連「鬼太郎」「悪魔くん」ほか（生誕 100 周年）、廃絶あるいは復興した郷土玩具についての資料、時代を象徴する流行したおもちゃや遊具の収集を重点的に行います。

(4) 調査研究について

ア 大学等の研究機関や一般の研究者との連携を深め、一般の方の協力も得ながら調査研究を行います。

連携先と連携内容

- ・類似館との資料貸借、情報共有による展示、調査。
- ・永井幸次が創立した大阪音楽大学との情報交換、資料提供。
- ・島根大学との自由研究講座等の連携。
- ・鳥取大学、鳥取短期大学との参加型・鑑賞型イベント事業の実施。
- ・鳥取環境大学との情報交流、イベント事業の企画協力。
- ・地域の N P O 法人等との参加型・鑑賞型イベント事業の企画協力、実施。

イ 童謡・唱歌やおもちゃに関する調査研究の成果を研究・情報誌として発行するとともに、ホームページで広く発信し、童謡・唱歌やおもちゃの拠点施設としての充実を図ります。

(5) 童謡・唱歌をテーマとした文化事業に関する考え方

包括的な童謡文化の体験の場を広く一般に提供し「童謡、唱歌等を通じて特色ある地域文化の振興に資する」ため、次に掲げる事業を行います。

なお、多くの方に参加していただくため、館内で開催するイベント等の催しものは原則として入館料のみで参加できるものとします。受益者負担の観点から、入場料や材料代等の参加費を徴収する場合にあっては、営利を目的とせず、必要最小限の料金に設定します。

ア 童謡・唱歌体験事業

「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、童謡・唱歌に親しむ機会を提供するため、実際に童謡・唱歌を歌ったり聴いたりすることの出来る体験活動を実施します。

(ア) 唱歌教室

昭和初期の尋常小学校を再現した童謡館の木造教室や、大正時代のピアノがある童謡コーナーなどにおいて、当時の「音楽」の教科である「唱歌」の模擬授業が体験できる唱歌教室を開催します。講師のオルガンに合わせ、岡野貞一や田村虎蔵の曲のほか季節の唱歌をうたいます。地域文化の担い手育成のため、講師には地元の音楽関係者を起用します。

今年度は開催に際して、事前にコロナ禍の動向等を踏まえながら、開催の時期、場所のほか開催内容について十分検討をすることといたします。なお、観光ツアー等を対象とした教室については、開催の見合わせを含めてより慎重に検討して参ります。



開催場所	回数	事業費
童謡コーナー等	毎週（予定）	798 千円

(イ) 童謡コンサート



県内で活動する声楽家やピアニスト等の地元の音楽家を“わらべ館童謡・唱歌推進員”に任命し、二人一組で県内の保育園や小学校、県外の公共ホール等に派遣します。わらべ館以外で童謡コンサートを開催することにより、普段わらべ館までなかなか来られない遠方の方にも童謡・唱歌の魅力に触れていただく機会を提供します。子どもから大人まで多くの方に参加していただくことにより童謡・唱歌の普及啓発を図ります。また、いべんとほーるで行うリハーサルは、童謡・唱歌推進員と調整しながら可能なものはわらべ館来館者にも公開して、普及の機会とします。

今年度は開催に際して、事前にコロナ禍の動向や感染防止ガイドライン等を踏まえた上で主催者側との協議が整った場合に限り童謡コンサートを開催するようにします。

開催場所	回数	事業費
県内の保育園や小学校、公民館のほか公共ホール等	県外 1 会場、 県内 14 会場	1,110 千円

※事業費のうち、1,000 千円は鳥取県立童謡館基金を財源とします。

(ウ) 童謡・唱歌普及事業

土日を中心に館内で童謡・唱歌を切り口としたさまざまなコンサートや音楽イベントを開催し、わらべ館への来館を促すとともに、利用者に童謡・唱歌の魅力を伝えます。参加体験型のイベントを多く実施し、参加者の実体験に基づく生きた童謡・唱歌の普及に取り組みます。出演者には地元の音楽家や演奏グループを積極的に起用し、演奏活動の場を提供します。



また、いべんとほーるや近隣のホールを会場に、様々な演奏スタイルで童謡・唱歌に触れるコンサートを提供します。シニアに向けては、童謡・唱歌をはじめ往年の流行歌等もうたえる歌声喫茶など、年配の方にも楽しめるイベントの拡充に努めます。

今年度は、コロナ禍にあることから、事前にイベントの内容や出演者の諸々の状況等について安全性の観点から十分検討した上で、これまで以上に安心して楽しめるイベントに厳選して計画します。

開催場所	回数	事業費
館内及び近隣の公共ホール等	休日や祝日を中心に通年で開催	4,031 千円

イ 調査研究、資料収集事業

「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、郷土の音楽家ゆかりの資料や童謡・唱歌全般に関する資料の収集を進め、童謡・唱歌専門員による調査研究を行います。

(ア) 調査研究事業

鳥取県ゆかりの音楽家をはじめ、童謡・唱歌全般に関する調査研究を進め「童謡・唱歌のふるさと鳥取」の拠点施設として、知識情報の集積を図ります。年一回開催する童謡・唱歌講演会には、第一線で活躍する研究者や有識者、演奏家を招き、童謡・唱歌の貴重な



エピソードや知られざる裏話を紹介します。また、一年間の活動の成果を研究情報誌『音夢（おとむ）』にまとめ、関連施設や教育機関、希望者に無償で配布します。

同時に、調査研究や資料収集の成果を活かして、幅広い世代への啓発普及を図ります。小中学生向けには、地域の大学の研究室の協力を得ながら行う「夏休み自由研究講座」や、専門員による体験プログラム「鳥取の音楽家について学ぼう！」等の開催や、依頼により鳥取の音楽家に関する館内外での講演講義を行う等、年度ごとに効果的な手法を検討しながら啓発普及に取り組みます。また、鳥取の音楽家の知られざる作品も時機をとらえて、積極的に SNS で発信します。

開催場所	回数	事業費
講演会：いべんとほーる 夏休み自由研究講座：ライブラリー	年1回、 夏休み期間中	1,688 千円